

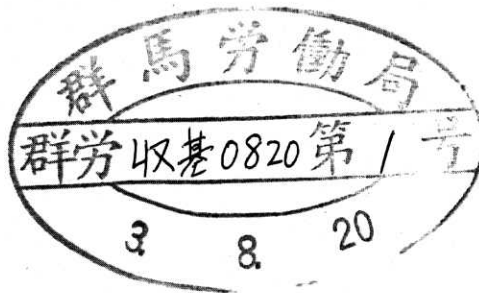
第 443 回 群馬地方最低賃金審議会

H P 公 開 用 資 料

- 群馬県労働組合会議
「群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出」
- 生協労連コープネットグループ労働組合
「2021 年度群馬県最低賃金額に対する異議申出書」
- 群馬県自治体一般労働組合
「2021 年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出」
- 全労連・全国一般 群馬労働組合
「2021 年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出」
- 全日本建設交運一般労働組合
「群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出」
- 群馬県医療労働組合連合会
「2021 年度群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出」
- 「業務改善助成金」のご案内

※ 「第 443 回群馬地方最低賃金審議会資料」は全ての資料を HP に公開しております。

群馬労働局長
丸山 陽一 様



2021年8月20日

群馬県労働組合会議
議長 [REDACTED]

群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

労働者の生活と労働条件の向上のためご尽力いただいていることに敬意を表します。

8月6日、群馬地方最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について時間額を28円引き上げ865円とする答申を行いました。

私たちは、以下の趣旨により、今回の最低賃金の改正決定について異議を申し出て、改めて審議し、時間額を1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすことを求めます。

1. 今回の審議において、使用者代表委員からはコロナ感染拡大で中小零細企業の経営が厳しいとして現行最低賃金額の引き下げが主張され、最後まで「有額回答」されませんでした。ここには、2つの問題があると考えます。

第一は、コロナ禍であっても人間らしく生活するための最低限の生計費は必要だということです。コロナ感染拡大の現状をふまえれば、収束には今後かなりの時間を要することになります。だからこそ、一時的な緊急の生活補償とともに、持続可能な生活を担保するための最低賃金の抜本的な引上げが必要です。28円の引き上げでは、社会機能の維持に欠かせないエッセンシャルワーカーを含めた多くの労働者の生活破壊を防ぐことはできません。

県労会議は、6月18日付要請書に添付した「最低生計費試算調査・総括表」で、自立して最低限度の生活をするには、全国どこでも月額23万円程度、時間額1,500円程度が必要であることを示し、生計費にもとづく審議を強く求めてきました。しかし、残念ながら、今回も労働者の生計費を正面にすえた審議は行われませんでした。

865円の改定では1,500円の57.7%であり、「労働力の質的向上」はおろか、「労働者の生活の安定」に資することもできません。ただちに1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすことを求めます。

第2は、中小零細企業の経営が厳しいからと、それを労働者の犠牲で乗り越えることで良いのかという問題です。

日本におけるコロナ感染拡大は、失政によるものと言わなければなりません。これまでの失策を改めてコロナ感染防止対策に万全を期するとともに、営業自粛要請等による経営の悪化には、国が給付金・助成金等の必要な手立てをとることが必要です。また、コロナ禍にあっても大企業は利益を確保し、内部留保を積み上げています。経済が困難な時期にこそ大企業に社会的責任を果たしてもらい、そして、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」や「下

請代金支払遅延等防止法」、「下請中小企業振興法」を積極的に運用することや法改正による強化を図り、中小企業が適正価格による公正取引を確立できるようにすることこそ重要なのではないのでしょうか。使用者のみなさんには、力を合わせて、国と大企業に必要な施策・対策を求める声を大きく上げていただくよう要望するものです。

欧米諸国に比して日本の経済成長が著しく弱い要因は、個人消費の伸び悩みであり、労働者の賃金水準の低迷です。リーマンショックの時と同じように労働者を犠牲にして経済回復を図ろうとするのでは、再び長期不況をつくり出すことにしかありません。コロナ禍によりインバウンド中心の観光振興や輸出に頼る外需獲得は難しくなっており、内需拡大を経済政策の柱にすることが必要です。これまでの賃金抑制の誤りを繰り返すことなく、国民の消費購買力を回復させるため、賃金を底上げして労働者全体の賃金水準を向上させる最低賃金の大幅引上げを求めます。

2. 今回の審議では、公益委員の見解にもとづく28円引き上げが多数決で議決され、A・Bランクとの格差拡大は防げたものの、労働者代表委員が最後まで求めた近隣県との格差を狭めるための28円+1円の29円すら合意されませんでした。

橋一本挟んだ埼玉県と群馬県で、どれほどの「支払い能力」の違いがあるのでしょうか。関東地方で一番低い最低賃金額の群馬県から首都圏等への労働力人口の流出は、企業にとっても大きな損失となっているのではないのでしょうか。コロナ感染拡大防止の観点からも、人口の東京などへの一極集中の是正が重要になっており、最低賃金の地域間格差の解消はいつそう喫緊の課題です。

群馬県で12か月働いて得られる年収を、東京都では10か月、埼玉県では11か月働けば上回ってしまうほどに拡大している最低賃金の格差を縮小させることを強く求めます。そして、格差解消の最善の方法である全国一律最低賃金制度について検討し、実現することを求めます。

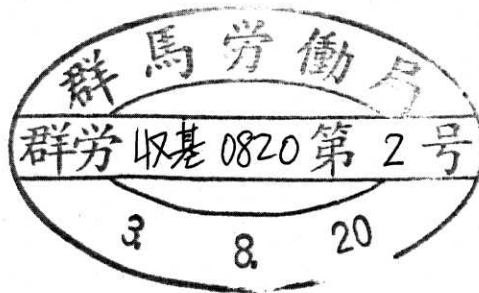
3. 今回の答申では、中小企業支援策の利活用促進と「直接的でかつ即効性のある新たな支援策」の検討・実施を政府等に要望することが、初めて記載されました。私たちは、審議会として、最低賃金を大幅に引き上げるための中小企業支援策を国に要請するよう、長年にわたり強く求めてきました。それだけに、今回の記載については、高く評価するものです。

ただ、「新たな支援策」の対象が中小企業なのか、大企業を含むものなのかは判然としません。大企業はコロナ禍でも十分な利益を確保しており、これまでのような大企業優遇の支援策や減税ではなく、中小零細企業を対象とした支援策の抜本的強化・拡充が必要です。

コロナ禍にあっても、内需拡大と地域経済活性化につながる最低賃金の大幅引き上げができるように、最低賃金の引き上げを直接の目的とする助成金の拡充や、社会保険料の減免を実施するなどの中小企業支援策の抜本的強化、中小企業が適正価格による公正取引を確立できるようにする法整備を行うことを求めます。

以上

群馬労働局長
丸山 陽一 殿



2021年8月20日

さいたま市南区南本町1-16-9
フォーラム南浦和4F
生協労連 コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 [REDACTED]

2021年度の群馬地方最低賃金額に対する異議申出書

労働者の労働条件向上ならびに最低賃金についてご審議いただく委員のみなさまに心より敬意を表します。私ども生協労連コープネットグループ労働組合は生活協同組合と関連職場ではたらくなかまを組織した労働組合で、従業員約7割がパート労働者などの非正規雇用で働いています。運動方針の柱として、格差と貧困をなくすための最低賃金引き上げをめざし、とりわけ最低賃金におきましては、地域間格差の解消、どこでもだれでも8時間働いたら暮らせる社会、最低賃金1,500円の実現をめざしています。今年度の群馬地方の最低賃金金額の改定につきまして、「28円引き上げ 時間額865円」とする改定決定の意見が群馬労働局長に出されましたが、当然に納得できる改定ではありません。生協職場のなかまを代表して、異議を申し出させていただきます。

1. 2021年最低賃金改定にあたって

最低賃金制度は、賃金の最低額を規定することで、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」が保障されるものです。しかし、コロナ禍で格差や貧困問題は、より深刻さを増しています。2020年の最低賃金引上げ額は、全国平均1円でした。非正規労働者にとって最低賃金の充実が切実なものです。一日8時間働けば、人間らしく暮らせる社会の実現は急務であり、国際的にも社会の目標であるSDGsの目標8のディーセントワークの実現の柱でもある最低賃金の引き上げは、重要な位置づけとなっています。コロナ禍での非正規の生活は、より厳しく、マスクの購入などあらたな負担も出てきています。改定予定の群馬県の最低賃金865円では、憲法25条で保障されるべき「健康で文化的な最低限度の生活」ができません。

2. 全国一律で最低生計費を保障する最賃制度の確立を

この間、生協労連が加盟する全労連の地方組織で、生計費資産調査に取り組んできました。その調査によると、全国どこで暮らしていても、生活に必要な費用はほぼ同じで、時給にして1,500円以上は必要という結果が出ています。月収にして225,000円(150時間/月)は必要です。しかし今回の改定額28円を加算した群馬県の最低賃金額865円であっても129,750円ほどにしかならず、働く者の貧困は改善されていません。また、私たち生協の職場にとっては時間給で働くパート・アルバイト職員は正規職員と共に重要な労働力として業務運営を支えています。そのパート・アルバイトの新規採用については県境地域ではより時給の高い地域へと労働力が流出している実態があります。目安金額や使用者の支払い能力にとらわれることなく、どこで暮らしても、同じ仕事には同じ賃金、同一労働同一賃金を実現させ、いまのような地域間格差も解消することが必要です。

6月8日、生協労連では、非正規の声を集めた「パート労働黒VIII」を「全国一律最低賃金制の確立を求める署名」とともに、菅首相に提出しました。この8年間に集められた声は、生活の苦しさが一向に変わっていないことがわかります。収入を子供の養育に回すため自分の服や病院代を削るなど、非正規で生計を支えることの困難さが伝わる内容です。最低生計費を保障できる賃金の確立は必然です。

「全国一律最低賃金制の確立を求める署名」を生協労連として国会に提出するべく、紹介議員に手渡しました。紹介議員の数は86人で国会でも全国一律制へ向けて大きく動いています。是非、早期の全国一律最賃制度の導入を強く求めています。

3. 最低賃金の引き上げは、中小企業政策とセットで

コロナ禍で経済が困難だからこそ最低賃金を上げるべきとの声に対し、20年度の最低賃金の審議は引

き上げに消極的でした。その背景に「企業の支払い能力」があります。中小企業の要望に「経済危機の時は引き上げ額は低水準に」という主張があります。この支払い能力を中小企業の企業努力に求める政策を転換する必要があります。中小企業に対しては、賃金を引き上げた場合の助成制度として「業務改善交付金」がありますが、国の予算額は約 23 億円と全国の中小企業へ行きわたる額ではありません。「経済的に困難な状況のもとでの最低限の生活保障」をしていくには、労働者のみならず中小企業への支援もされるべきで、経済回復のための消費を回復させる政策の導入が早期に必要です。

4. 景気回復と地域で働いたら人間らしく暮らせる最低賃金へ

日本政府は、6月18日に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針 2021(骨太の方針 2021)」の中で、「新型コロナウイルス禍でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取り組みも参考にして、より早期に全国加重平均 1000 円とすることをめざす」とし、また「中小企業や小規模事業者が賃上げしやすい環境整備が不可欠だ。支援強化、下請け取引の適正化を進めていきたい」としています。

イギリスでは 2020 年 6.2%の引き上げ、米国でも 5.1%にのぼり、2022 年 3 月までに時給 15 ドル(約 1,647 円)に引き上げるなど諸外国の最低賃金の引き上げは活発になっています。この動きが日本政府の発言につながっています。

パート・アルバイトの収入は、生計費の一部ではなく、一人ひとりの賃金が、生活するために必要な生計費となっています。賃金が上がれば、消費に回することは確実です。そして、憲法 25 条の「健康で文化的な最低限度の生活」を保障することの重要性が、このコロナ禍で増しています。生存権を保障する上での最低生計費をどう考えるか、すべての労働者が働いたら人間らしく暮らしていける最低賃金とは、という視点での議論をつくしてください。早期に全国加重平均が 1,000 円となるよう、地域経済の発展と活性化のために、再度改定金額の諮問をおこなうことを求めます。

以上



2021年8月20日

群馬労働局長
丸山陽一様

群馬県自治体一般労働組合
執行委員長

(住所) 群馬県前橋市本町3-9-10

2021年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

労働者の生活と労働条件の向上のためにご尽力戴っていることに敬意を表します。

8月6日、群馬地方最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定について時間額を28円引き上げて865円とする答申が行われました。

中央審議会は「都道府県ごとのランク付けのままであるが、全都道府県の引き上げ額を過去最大の28円とする」目安を示し、コロナ禍においても最低賃金を引き上げる姿勢は評価できますが、地域間格差は縮まらず異議ある答申でした。

私たちが提出した「群馬県の最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、地域間格差解消、実効ある中小企業支援策を求める」要請書の趣旨でも、ただちに1,000円には-135円と遠いものであり、最低生計費調査での時給1,500円はいつ実現するのでしょうか。

コロナ禍で生活困難に強いられているのは、非正規雇用労働者など最低賃金近傍で働く労働者です。感染拡大を防ぐため活躍しているエッセンシャル・ワークの多くを支えているのは低賃金・不安定雇用の非正規雇用労働者です。これらの人たちと日本経済を守るためには大幅に最低賃金を引き上げることが必要です。

意見書や陳述で現行では「8時間働けば生活できる賃金・ダブルワークせずに暮らせる賃金」とならず最低賃金引き上げの重要性及び全労連の最低生計費調査の結果で時間額1,500円は必要であり、最低賃金はただちに1,000円以上の引き上げは不可欠であると訴えてきました。

コロナ禍だから賃金を抑制するのではなく、大幅に引き上げることがコロナ禍収束後の景気回復に必要な条件となります。また、地方の中小・零細企業を元気にすることが地域経済の回復につながります。

最低賃金引き上げと併せて、地域経済の主役である中小企業・小規模事業者に最低賃金引き上げの特別な財政措置と支援策を講じるのは政府の責任です。国や県に改善策を強く要請してください。

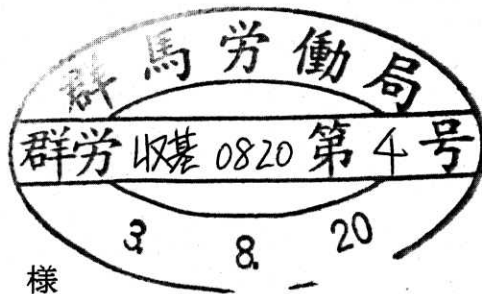
群馬の最低賃金を大幅に引き上げて近隣との格差をなくすと共に、どこで働いても同じ最低賃金が保障される全国一律最低賃金制度が求められています。

群馬県最低賃金、時間額865円の改定決定に異議を申し出ます。

以下の理由を述べ、最低賃金の抜本的な引き上げを求めます。

- 1、今回の最低賃金の引き上げですが、労働者の生計費からすれば、まったく不十分であり、今すぐに時間給1,000円以上、そして、時間給1,500円の引上げを求めます。
- 2、中央審議会は全都道府県に28円引き上げる目安を答申しましたが、地域間格差の解消に向けた動きと思われませんが、地方審議会は目安どおりで上積みを行わず地域間格差は縮小しない状況となり、群馬県が関東6都県では最も低いままであり、全国一律最低賃金制度を強く求めます。
- 3、最低賃金の引き上げはコロナ禍で地域経済への波及効果が大きく、疲弊する地域経済の活性化につながります。特に、中小企業・小規模事業者への支援の抜本的強化と最低賃金の引き上げによる支援対策を求めます。

以上



2021年8月20日

群馬労働局
局長丸山陽一様

全労連・全国一般 群馬労働組合
執行委員長 [REDACTED]

2021年度群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

去る8月6日、群馬県最低賃金審議会は最低賃金の改正決定について時間額を28円引き上げて865円とする答申を行った。今回の引き上げ額は過去最大の引き上げ額であり、そのこと自体は評価しつつも下記の事由により今回の群馬県最低賃金1時間865円の改定に異議申出を行う。

言記

1. 生活改善にはほど遠い改正決定。

今回の改定を実施したとしても生活改善にはほど遠いものだと断言せざるを得ない。改定額865円で8時間/日、21日/月働いたとしても月額収入総額は約145,000円であり、現行の最賃額より約4,700円の引き上げでしかなく、年収ベースでも約56,000円にしかならない。到底生活改善にはなり得ない。当組合の上部組織の実施している「最低生計費調査」でも月額23～24万円は必要であることは明らかで10万円ほど最低生計費調査額に及ばない。この最低賃金額では、生活改善に到底及ばないの明らかであり、最低賃金額のさらなる上積みを行うべきである。

2. 地域間格差の是正にはならない改正決定。

今回の改定が答申通り実施されたとして関東最下位群馬県(865円)とトップの東京都(1,041円)との差は176円で、現行の格差額のままである。隣接する埼玉県(956円)とは91円で、現行の格差と1円たりとも是正されていない。栃木県(882円)とも同様である(17円)。これは東京都で10ヶ月、埼玉で11ヶ月働けば群馬の年収を確保できる計算になる。同一労働・同一賃金という原則に照らし合わせれば、大変な矛盾・ねじれが生じることになる。こんな状態を放置していてよいのか甚だ疑問である。「全国一律最低賃金制度」を優先課題に据えて議論し、全国一律最賃が一刻も早く実現し、人間らしく働き・生活できるよう議論することを望む。

以上



2021年8月20日

群馬労働局長
丸山 陽一彦 様

全日本建設交運一般労働組
群馬県本部執行委員長

群馬県最低賃金の改正決定についての異議申出

憲法第25条は、1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と国民の生存権を保障し、その2項で「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と国の責務を明記しています。

群馬県地方最低賃金審議会は、慎重に調査審議を重ねた結果、群馬県最低賃金を1時間当たり865円に改正決定をしました。しかし、この金額では到底健康で文化的な最低限度の生活を営むことはできません。

群馬県民のすべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進のため、群馬労働局長の責任において群馬県最低賃金の再改定をお願いします。

記

- 1 本県の最低賃金をただちに1,000円以上に引き上げ、さらに1,500円をめざすこと。
- 2 地域別最低賃金を廃止し、全国一律の最低賃金とすること。
- 3 社会保険料の事業主負担を軽減するなど、具体的な中小企業支援策を行うこと。

以上

2021年8月20日

群馬労働局長
丸山 陽一 様



群馬県医療労働組合連合会

執行委員長

前橋市本町 3-9-10

群馬県労働センター 3階

電話番号 027-224-4263

2021年度群馬県最低賃金の改正決定に対する異議申出

8月6日、群馬県地方最低賃金審議会は、地域別最低賃金の時間額を28円引き上げ、865円と改正する旨、答申されました。私たちは、この答申に対し、最低賃金法第11条2項および同法施行規則第8条の規定に基づき異議を申し出ます。

集中審議を経て、28円の引き上げを答申されたことについて、審議会委員はじめ関係者の方々のご尽力には敬意を表するものです。しかし、非正規雇用労働者が全労働者の4割に達したいま、非正規雇用労働者の多くが最低賃金並みの賃金水準で働かざるを得ない状況にあり、生活水準の向上は到底のぞめません。したがって今回の答申に対し、異議を申し出ざるを得ません。

最低賃金の大幅な引き上げは、エッセンシャルワーカーの低賃金状態の改善、人口や経済の大都市集中の改善、そして、直面する日本経済の立て直しに極めて重要であることなど、コロナ禍における特別の事情としても、その重要性が増しています。コロナ禍の経済悪化から脱して、地域循環型経済をつくるベースとなる最低賃金は、答申された金額よりも上積みすることが必要であり、それは可能と考えます。ついては、今年度の群馬県最低賃金の改正決定について、下記に示した私たちの意見をふまえて再審議を行い、私たちの意見を改定額に反映させていただくことを要望いたします。

記

1. 最低賃金法は、生計費原則を担保するため、生活保護との整合性に配慮するよう求めています。最低賃金と生活保護との比較計算を正当に行えば、改正後の最低賃金額でも、なお生活保護以下です。労働基準法第一条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」と定めています。最低賃金額はこの規定に見合う水準に引き上げるべきです。
2. 答申では、最低賃金の地域間格差は解消されません。最高額の東京と本県との差は176円におよびます。私たちの組織する医療・介護労働者は、国家資格を持ち、国が定める全国一律の診療報酬や介護報酬制度の中で、安定的な医療・介護の供給体制を維持するために奮闘しています。しかし、地域に根付いた産業である医療・介護職は、最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間賃金格差に直結しています。働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、この解消なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考えます。
3. 以上により、改正答申は、このまま認めることはできません。再審議し、上積みをおこなうことを求めます。最低生計費の視点からすれば、最低賃金は少なくとも時間額1500円は必要です。一度に引き上げができないとしても、到達年度を策定しつつ、今年度の引き上げ額を議論すべきです。これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

以上

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！

[業務改善助成金](#) 検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限ります。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15

【電話番号】03-6388-6155

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。
詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。



【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫

～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。
清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



さらなる工夫
受発注は電話のみで行っていたが大抵だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

床洗浄の作業が3人から1人になり、事務作業の効率化で取引先と円滑なコミュニケーションが可能

実施内容
業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果
清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ
インターネットで、活用可能な助成金を検索

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。
注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



さらなる工夫
揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を進めた。

1か月当たりの注文受け時間が約12時間短縮

実施内容
テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果
注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ
インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索